

岩労発基 1120 第 1 号
令和 7 年 11 月 20 日

関係団体 各位

岩手労働局長



労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する
省令等の施行等について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 108 号。以下「改正省令」という。）及び透過写真撮影業務特別教育規程の一部を改正する件（令和 7 年厚生労働省告示第 287 号。以下「改正告示」という。）が、それぞれ令和 7 年 10 月 29 日に公布又は告示され、公布日である令和 7 年 10 月 29 日以降、順次施行又は適用されることとなったところです。

本改正は、令和 3 年に発生したエックス線装置（エックス線を発生させる装置で、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「安衛令」という。）別表第 2 第 2 号の装置以外のものをいう。以下同じ。）の点検作業中の被ばく事故の発生原因として、法令上設置の義務はないものの現場に普及している自動警報装置やインターロックについて、自動警報装置による周知の措置が作業場所から認識しにくい場所に示されていたこと、インターロックは備え付けられていたが故障した際に無効化したまま長期間修理していなかったこと等が指摘されていることを踏まえ、同種災害の再発防止を図るため、安全装置の設置及び使用を義務づける等、所要の規定の整備を講じるものです。

つきましては、別紙の改正内容及びその他留意事項等について、関係事業者等への周知に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。